

丸田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態として取扱う。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題である。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、通級指導教室担当者で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員等を加える。

○「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画を作成し、実行する。
- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケート、スクールライフノート、スクールサイン（高学年）、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年・学校づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取組むことにより、いじめの未然防止を進める。
- エ 児童生徒がインターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を進める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学期初めの生活アンケート、毎日のスクールライフノートへの記入、年3回の教育相談を実施する。さらに、高学年においてはスクールサインを導入し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒には、守り通すという姿勢でケアや支援を行うとともに、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

重大事態の定義 ※事案内容により総合的に判断

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当期間（30 日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。 欠席期間が 7 日経過したら、重大事態に向けて、いじめ調査を慎重に行う。
- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生ずる恐れがあると見込まれるとき。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

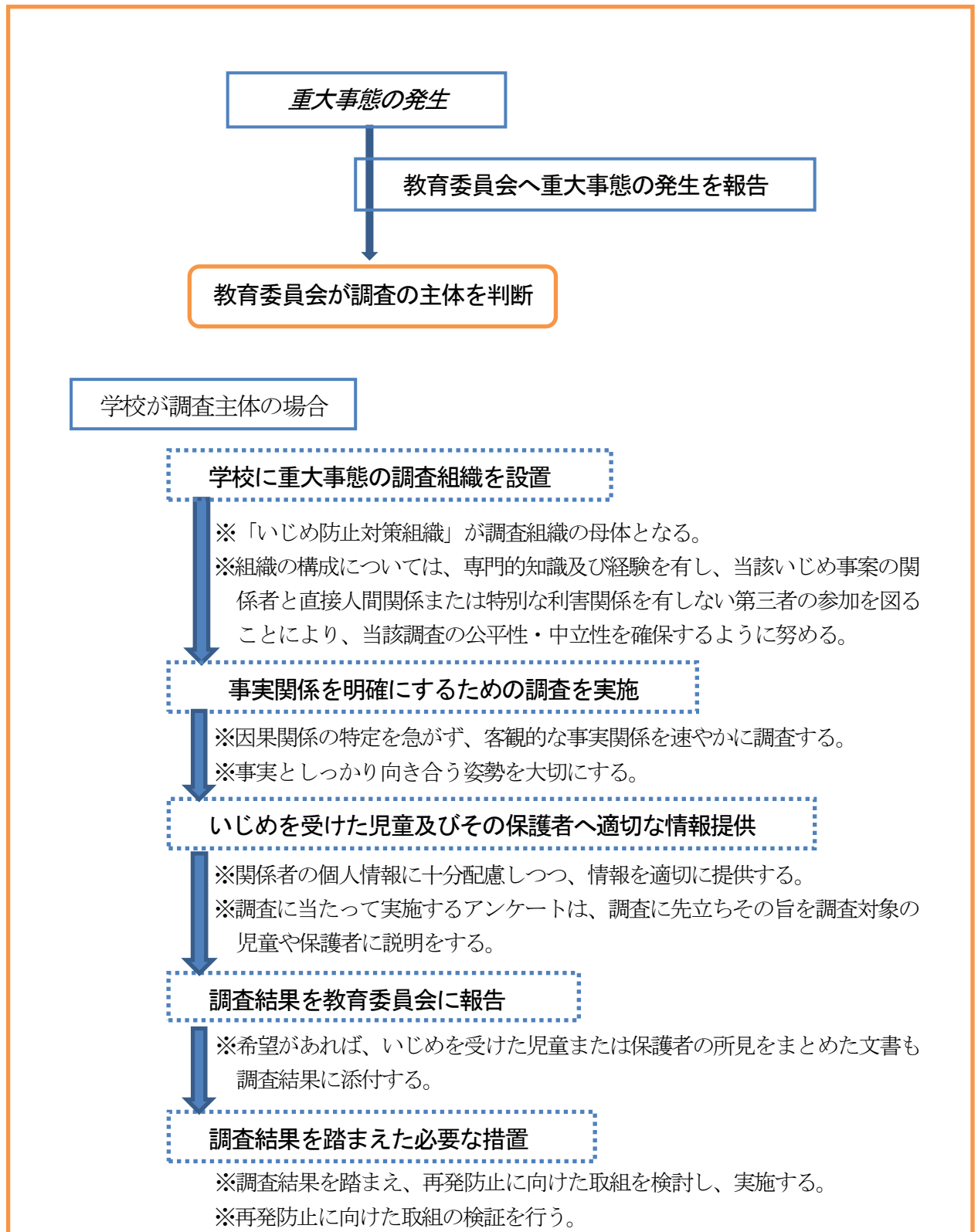
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を行う。また、保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ等問題行動の事例報告会を定期的実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、教職員の共通理解を図る。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

【重大事態の対応フロー図】



＜いじめ防止に関する年間計画＞

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSC・SSWの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○生活アンケート実施	○PTA役員会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月			○現職教育「児童理解と学級づくり」	○教育相談週間	
6月		○委員会の開催 情報交換・検証	○「縦割り班結成式」（異年齢集団活動） ○福祉体験 ○通学班会議		○学校評議員会
7月					○個人懇談会
8月	P ↓ D ↓ C	○中間評価→検証			
9月			○福祉体験	○身体測定 ○生活アンケート実施	
10月			○運動会	○生活アンケート実施 ○教育相談週間	
11月			○「縦割り遊び」（異年齢集団活動）		○学校評議員会
12月	A ↓ P ↓ A	○委員会の開催 情報交換・検証	○人権週間（講話） ○通学班会議 ○学校保健委員会 ○「丸田っ子フェスタ」（異年齢集団活動）		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○生活アンケート実施 ○教育相談週間	
2月		○自己評価	○「縦割り遊び」・「縦割り縄跳び」（異年齢集団活動） ○通学班会議 ○卒業生を送る会		○授業参観
3月	P ↓ A	○学校評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○職員会議で「自己評価」の評価 ○学校評議員会
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○情報モラル指導	○健康観察の実施 ○心の教室相談員による相談 ○事例報告会	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。